

第 38 号議案

神戸市市税条例等の一部を改正する条例の件

神戸市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 5 月 9 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市市税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市市税条例（昭和25年 8 月条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(固定資産税の課税標準の特例) 第36条の3 [略] 2～6 [略] 7 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、 <u>同項第2号に規定する条例で定める割合は7分の6とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第4号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u>	(固定資産税の課税標準の特例) 第36条の3 [略] 2～6 [略] 7 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、 <u>同項第2号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。</u>

<p>8、9 [略]</p> <p><u>10 法附則第15条第38項に規定する条</u> <u>例で定める割合は、3分の1とす</u> <u>る。</u></p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払 つた場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条の4 法附則<u>第4条の5第3項</u> の規定により読み替えて適用する法 第314条の2第1項第2号の規定に よる控除については、法附則<u>第4条</u> <u>の5第3項</u>及び第4項に定めるとこ ろによる。</p>	<p>8、9 [略]</p> <p>附 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払 つた場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条の4 法附則<u>第4条の4第3項</u> の規定により読み替えて適用する法 第314条の2第1項第2号の規定に よる控除については、法附則<u>第4条</u> <u>の4第3項</u>及び第4項に定めるとこ ろによる。</p>
---	---

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
<p>(軽自動車等の売主の第2次納税義務の免除)</p> <p>第69条の2 軽自動車等の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該軽自動車等の売主が</p>	<p>(軽自動車等の売主の第2次納税義務の免除)</p> <p>第69条の2 軽自動車等の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該軽自動車等の売主が</p>

当該軽自動車等の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたと認められるときは、当該受け取ることができなくなつたと認められる額を限度として、当該軽自動車等の売主の法第11条の10第1項の規定による第2次納税義務に係る徴収金の納付の義務を免除する。

2 [略]

附 則

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第23条の3 附則第4条第1項の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者(平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に法附則第4条第1項第1号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日までの期間(以下この項において「取得期間」という。)内に取得(同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をすることが困難となつた場合において、当該

当該軽自動車等の売買に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたと認められるときは、当該受け取ることができなくなつたと認められる額を限度として、当該軽自動車等の売主の法第11条の9第1項の規定による第2次納税義務に係る徴収金の納付の義務を免除する。

2 [略]

附 則

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第23条の3 附則第4条第1項の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者(平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に法附則第4条第1項第1号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日までの期間(以下この項において「取得期間」という。)内に取得(同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をすることが困難となつた場合において、当該

取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後2年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市長の承認を受けたとき（震災特例法第12条第2項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみなして、附則第4条の規定を適用する。

2 [略]

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第24条 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
附則第4条の5の2	租税特別措置法第41	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の

取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後2年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市長の承認を受けたとき（震災特例法第12条の2第2項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみなして、附則第4条の規定を適用する。

2 [略]

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第24条 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
附則第4条の5の2	租税特別措置法第41	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の

に規定する法附則第5条の4の2第5項第1号	条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで若しくは第41条の2	臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
[略]	[略]	[略]

2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項まで若しくは第7項から第11項までの規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定す

に規定する法附則第5条の4の2第5項第1号	条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで若しくは第41条の2	臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2
[略]	[略]	[略]

2 市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第4項まで若しくは第6項から第10項までの規定の適用を受けた場合における附則第4条の5に規定する法附則第5条の4の規定及び附則第4条の5の2に規定す

る法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第7項は適用しない。

附則第4条の5に規定する法附則第5条の4第6項第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第10項まで
	[略]	[略]
これらの規定	租税特別措置法	第41条第2項か

る法附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2第7項は適用しない。

附則第4条の5に規定する法附則第5条の4第6項第1号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第9項まで
	[略]	[略]
これらの規定	租税特別措置法	第41条第2項か

		ら第4項まで若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第10項までの規定			ら第4項まで若しくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項若しくは第13条の2第1項から第9項までの規定
	[略]	[略]		[略]	[略]
附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2	[略]	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の	附則第4条の5の2に規定する法附則第5条の4の2	[略]	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで又は東日本大震災の

第 5 項 第 1 号	被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に關す る法律第13条第 3項若しくは第 4項若しくは第 13条の2第1項 から <u>第5項まで</u> <u>若しくは第7項</u> から <u>第11項まで</u>	第 5 項 第 1 号	被災者等に係る 国税関係法律の 臨時特例に關す る法律第13条第 3項若しくは第 4項若しくは第 13条の2第1項 から <u>第4項まで</u> <u>若しくは第6項</u> から <u>第10項まで</u>
3 [略]		3 [略]	

第 3 条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第 3 条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び第 3 条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第 3 条による改正後	第 3 条による改正前
(市民税に関する用語の意義)	(市民税に関する用語の意義)
第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
(4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額	(4) 法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

をいう。

ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第15条の2に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第82条の2第1項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を

をいう。

ア 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第15条の2に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第82条の2第1項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を

む。)及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12の7(第1項から第3項まで、第13項から第15項まで及び第23項を除く。)、第66条の7(第2項、第6項及び第10項から第13項までを除く。)及び第66条の9の3(第2項、第5項及び第9項から第12項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源

む。)及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12の7(第1項から第3項まで、第7項から第9項まで及び第12項を除く。)、第66条の7(第2項、第6項及び第10項から第13項までを除く。)及び第66条の9の3(第2項、第5項及び第9項から第12項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源

泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第144条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項、第41条の12の2第7項及び第41条の22第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第68条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第144条の2及び第144条の2の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除

泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第144条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項、第41条の12の2第7項及び第41条の22第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第68条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第144条の2及び第144条の2の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の10（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除

<p>く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)及び第42条の12の7(第1項から第3項まで、<u>第13項から第15項まで及び第23項</u>を除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(4の2)～(15) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11の3(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)及び第42条の12の7(第1項から第3項まで、<u>第7項から第9項まで及び第12項</u>を除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。</p> <p>(ア)、(イ) [略]</p> <p>(4の2)～(15) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
--	--

第4条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第4条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第4条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第4条による改正後	第4条による改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の8に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の8に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第21条（第1項を除く。第4項において同じ。）及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号<u>か</u></p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の8に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合には、当該100分の8に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第21条（第1項を除く。第4項において同じ。）及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 所得税法第78条第2項第2号<u>及</u></p>

ら第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に事務所その他活動の拠点を有するもの（市長が指定するものに限る。）
に対して行うもの

2～6 [略]

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第3条の2の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第12項まで及び第13項（同条第14項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第13項までの規定

び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、市内に事務所その他活動の拠点を有するもの（市長が指定するものに限る。）
に対して行うもの

2～6 [略]

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第3条の2の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定

により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 神戸市市税条例の一部を改正する条例(平成19年7月条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
(信託法の制定に伴う市民税に関する経過措置)	(信託法の制定に伴う市民税に関する経過措置)
3 新条例第8条、第11条、第18条、第19条第1項、第6項、第9項及び第10項、第19条の3、第29条、第29条の2並びに第30条の3の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたもの)に限り、信託法の施行に伴う関係	3 新条例第8条、第11条、第18条、第19条第1項、第6項、第9項及び第10項、第19条の3、第29条、第29条の2並びに第30条の3の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたもの)に限り、信託法の施行に伴う関係

法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）附則第4条第1項の規定により同項に規定する公益信託とされた信託を除く。）については、この項から第5項までに別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、この項から第5項までに別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条 令和7年1月1日
- (2) 第3条及び附則第2条の規定 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和6年法律第 号）の施行の日
- (3) 第4条及び附則第3条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日
- (4) 第5条の規定 公益信託に関する法律の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第3条の規定による改正後の神戸市市税条例第18条第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の市民税について適用する。

第3条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第4条の規定による改正後の神戸市市税条例第23条の2第1項の規定の適用については、同項第3号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の神戸市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された第1条の規定による改正前の神戸市市税条例第36条の3第7項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。